

東京都立東久留米総合高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成28年4月25日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、家庭や地域、関係機関との緊密な連携を図り、生徒が多くの人々と関わり、多くの経験を積むとともに、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努める。

2 学校及び教職員の責務

本校教職員は、いじめが生徒の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめは、全ての学校において起こりうる問題であるという認識に基づき、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生したと考えられる場合、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的として当該委員会を設置する。

イ 所掌事項

委員会は、情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際は、生徒や保護者の思いや立場に立った視点で正確な情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして次の業務を遂行する。

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- ② いじめの状況把握及び分析（チェックシート・アンケートの活用）
- ③ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ④ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援

- ⑤ いじめを行った生徒に対する指導
- ⑥ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する機関等との連携
- ⑧ その他いじめの防止に係ること

ウ 委員構成

委員会は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、各学年主任およびスクールカウンセラーによって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

エ 学校サポートチームとの連携

いじめの未然防止と発生時に迅速に解決に向けた対応をおこなうため、学校運営連絡協議会委員、警視庁田無警察署スクールサポーター、小平児童相談所、法務局田無出張所等との連携を図る。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 正義が通る学校を基本方針に掲げる

「弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、させない、許さない」正義が通る学校環境を創造し、不正義に対しては断固たる姿勢で組織的に対処する。

イ 道徳教育の充実を図る

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 様々な連携の活用

保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が主体的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

エ 現代社会特有の人権侵害への対応

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を徹底する。生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

(2) 早期発見のための取組

ア いじめ調査等

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する
 - 生徒対象いじめアンケート調査年3回（7月、12月、3月）
 - 毎月簡易アンケートを実施
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 適時

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。とりわけ、近年著しく増加傾向にあるSNS等を使ったいじめを早期発見するため、外部講師等の活用を通して教職員のスキルアップに取り組む。

(3) 早期対応のための取組

①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための措置の必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、教育庁西部学校経営支援センター支所に速やかに報告する。

②支援センター支所と協議の上、学校いじめ対策委員会を中心に迅速に対応する。

③上記委員会による調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートによる検証

学校運営連絡協議会が実施する学校評価アンケートの評価項目に、いじめ防止に関する取り組みを入れることで、本基本方針を客観的に検証するとともに、次年度に向けた方針策定の指針とする。

(2) ホームページ等への掲載

本基本方針を本校ホームページや学校便り等に掲載する。保護者・地域社会に学校の取り組みを周知することで、学校と家庭・地域社会が一丸となっていじめのない明るい社会を創造する。

附則

この基本方針は、平成28年4月25日より改正施行する。